

くらし

子どもの人権110番

いじめ・体罰・児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権問題について、電話相談をお受けします。

相談電話 フリーダイヤル ☎0120-007-110
(全国共通・無料)

■日時 月～金曜日・午前8時30分～午後5時15分
【強化週間】6月26日～7月2日・午前8時30分～午後7時(土曜・日曜は午前10時～午後5時)

■相談員 人権擁護委員・法務局職員
■問い合わせ 神戸地方法務局人権擁護課 ☎078-392-1821

特設人権相談所を開設

夫婦や親子間での問題・近隣問題・差別問題など、人権問題でお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。(要予約)

■日時 ①6月6日②6月27日(火)
午後1時～4時(1人1時間)
※当日午前中まで電話で予約受け付け
■場所 北館1階人権推進課相談室
■相談員 人権擁護委員
■申し込み 人権推進課 ☎38-2055

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、さまざまな人権問題についての相談のほか、人権尊重の思想を普及するための啓発活動を行っています。

まちづくり

雨水貯留施設の設置費を助成します

皆さんが貯留施設を設置することで、大雨時に側溝や下水道施設へ流れ込む雨水を減らし、浸水など都市型水害が軽減されます。

■対象施設 貯水槽の容量が100ℓ以上で、散水目的の市販のものとし、市が定める基準に適合するもの

6月

夜間(午後5時～翌朝9時)

水道修理事業

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

店名	当番日
西岡設備工業所 ☎22-6900	1 14 20 26
前忠工業(株) ☎31-8548	2 8 21 27
(資)神明商会 ☎22-3565	3 9 15 28
中央水道工務所 ☎22-3552	4 10 16 22
原田商会 ☎22-0706	5 11 17 23 29
越智商会 ☎22-3708	6 12 18 24 30
(株)大阪商会 ☎22-4446	7 13 19 25

●平日の昼間は下記へ
●土・日・祝日は市役所(☎31-2121)へ
問い合わせ 水道お客様センター ☎38-2082

社会教育関係団体の登録受付

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

新規登録を希望する団体やグループは申請手続きをしてください。

■受付日時・場所 6月15日～30日(平日・執務時間内)までに生涯学習課へ

■登録承認の有効期間 9月1日～平成30年8月31日

■社会教育関係団体とは 市民や地域社会のために自発的に学習・スポーツ等の社会教育活動を行う団体

■登録要件

◆団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること。

- ①過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動である
- ②希望者はいつでもその団体の活動に参加できる
- ③構成人員が10人以上で、市内在住・在勤・在学者が6割以上である
- ④主たる活動の場を芦屋市内に有する

⑤原則として代表者が芦屋市内に在住、在勤または在学している

⑥会則(あるいは規約)を有する

⑦代表者および役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがない

⑧活動のための自己財源を有し、適正に運営されている

※上記以外にも要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

■必要な書類

- ①芦屋市社会教育関係団体登録申請書(様式第1号)
- ②事業報告書・収支決算書(様式第2号)
- ③事業計画書・収支予算書(様式第3号)
- ④会員名簿(様式第4号)
- ⑤社会教育活動報告書(様式第5号)
- ⑥会則(団体で使用のもの)
- ⑦市ホームページ団体掲載用原稿

※必要書類の様式は、生涯学習課で配布・市ホームページにてダウンロードできます。

社会教育関係団体の自主事業企画を募集します

■募集期間 6月1日～30日(必着)

■対象 次の要件を満たす自主事業であること

- ①団体の専門性・得意分野を生かしたもの
- ②広く市民や児童生徒を対象
- ③市内に在住・在勤・在学の30人以上を対象
- ④市内公共的施設で行う事業(事業内容に応じて民間施設も可)
- ⑤市の他の補助金等を受けていない
- ⑥10月1日～平成30年3月31日に行うもの

※左記以外にも要件があります。

■補助対象経費 謝金・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・使用料等

■補助金額 補助対象経費の3分の2以内の額(ただし、上限5万円)

■提出書類 団体企画提案書(市ホームページからダウンロード)、その他添付資料
※詳細は、市ホームページを参照

※申請1件につき施設1基の助成をします。

■対象 市内の土地もしくは住宅の所有者、またはそれらの所有者から施設の設置に同意を得たかたで、施設を自ら使用するかた。

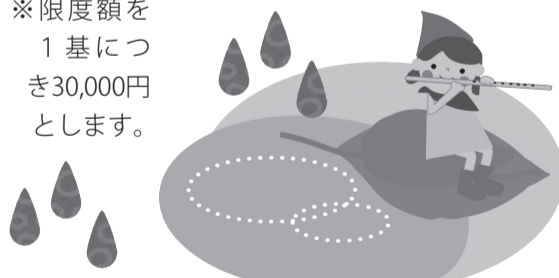
※条件によっては助成できないこともあります。

■申請受付期間 平成30年1月31日まで

※施設を購入する前に、所定の申請書および必要書類を提出してください。

■助成金額 購入費および工事費の総額の2分の1(千円未満の端数は切り捨て)とします。

※限度額を1基につき30,000円とします。



■問い合わせ 下水道課 ☎38-2067

市政

「芦屋市霊園使用者選考委員会」市民委員を募集

芦屋市霊園使用者の決定基準や、必要な事項について調査審議するため、市民委員を募集します。

■募集人員 1人 ■任期 7月から平成31年6月30日(2年間) ※年1回程度の会議(1回約2時間程度)・今年度は7月26日予定(平日昼間)

■応募資格 市内在住で、6月20日時点で満20歳以上のかた

■報酬 11,200円(所得税込) / 回 ■応募方法 「私が考える芦屋市霊園の墓地使用者の申込資格及び選考方法」についての作文(様式自由・600字程度)に、住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し、6月20日(火)〈必着〉までに郵送かメールで下記へ

※選考委員会で決定、本人に通知。※応募用紙は返却しません。

■問い合わせ 環境課 ☎38-3105 / info@city.ashiya.lg.jp (〒659-8501 住所不要)

平成28年度公文書公開の実施状況 個人情報保護制度の運用状況

問い合わせ 文書法制課 ☎38-2010

【公文書公開の実施状況】 公文書公開請求 75件

全部公開 21件 / 部分公開 48件 / 非公開 2件 / 存否応答拒否 0件 / 不存在 14件 / 却下 1件 / 取下げ 2件 / 審査請求 2件

【個人情報保護制度の運用状況】 個人情報取扱事務の登録件数 326件 個人情報開示請求 17件

全部開示 0件 / 部分開示 16件 / 不開示 1件 / 存否応答拒否 0件 / 不存在 0件 / 却下 0件 / 取下げ 1件 / 審査請求 1件

※1つの公開・開示請求に対して複数の方法で公開・開示したものがあため、合計が請求件数と一致しません。

個人情報訂正請求 0件 / 個人情報利用停止請求 0件 / 苦情処理・苦情の相談件数 8件